

沖縄県外来種防除活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の外来種による生態系等への影響を最小限に抑え、生物多様性を保全するため、外来種対策に資する活動を実施する地域団体等の当該活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助対象事業、経費、基準額及び補助率)

第2条 この補助金は、沖縄県内における外来種対策に資する次の事業を交付の対象（以下「補助対象事業」という。）とする。

(1) 外来種駆除等事業

沖縄県対策外来種リスト（平成30年8月策定）で、防除対策外来種、定着予防外来種及び産業管理外来種に区分される外来種の駆除、早期発見及び侵入防止対策並びに在来種の混獲対策などの取組を行う事業。

(2) 在来種モニタリング事業

(1)の駆除対象とする外来種の影響を受けていると思われる在来種への影響や回復状況等の調査を行う事業。

(3) 普及啓発事業

外来種対策に関するチラシやグッズ配布などの周知啓発やイベント、環境教育等の取組を行う事業。

(4) 地域住民参画推進事業

(1)から(3)までの取組について、地域住民の参画を促し、地域で外来種対策を行う体制の構築に関する取組を行う事業。

(5) その他

その他、地域における外来種対策に資する活動と認められる事業。

2 補助対象事業が次の要件のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の対象外とする。

(1) 専ら営利を目的とした活動であるとき。

(2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき。

(3) 事業の実施に必要な経費のうち、補助金を除く自己負担金等の金額を確実に調達できる見込みが無いとき。

(4) 県から当該事業に対する他の補助を受けているとき。

3 補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表に定めるところによる。

(実施主体)

第3条 交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、沖縄県内で自然保護活動を実施する団体とする。ただし、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約等を有すること。
- (2) 団体の意思を決定し、交付申請書に係る活動を執行する組織を有すること。
- (3) 団体の本拠地及び活動を行う場所が沖縄県内であること。
- (4) 活動の実績等から見て、交付申請書に係る活動を確実に実施することができると認められること。
- (5) 補助事業を実施する団体の代表者、理事、監事、事務局長若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者、又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者が、次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア） 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ） 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ） 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める日までに交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない

い。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない者については、この限りではない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 知事は、補助金の交付申請があった場合においては、申請書やその内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請書の内容が適切であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書により通知するものとする。

2 知事は、前項の審査に当たっては、必要に応じて、自然環境保全に関して知見のある学識経験者等の意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

4 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(事業内容及び経費配分の変更)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更（対象経費の相互間において、いずれか低い方の20パーセント以下の増減をしようとする場合を除く。）をする場合

(2) 補助事業の内容の変更（事業目的に変更がなく、軽微な場合を除く。）をする場合

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合

(4) その他知事が必要と認める場合

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第3号）を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取り下げ書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、遂行状況報告書（様式第5号）により、補助事業の遂行状況を知事に速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又は補助金交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、実績額から当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付決定内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える額が交付されているときは、その超える分の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、第6条第1項第3号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助対象事業等にかかる補助金の額の確定後に、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第7号）により、知事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項にて報告のあった場合には、当該消費税等仕入控除額の全部又は一部の返還を

命ずるものとする。

3 前項の返還については、第 10 条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第 13 条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項による概算払の請求額は当該交付決定額の 5 割を限度とし、請求は 1 回限りとする。

3 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類について、補助事業を廃止した日、又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも開示できるよう保存しておかなければならない。

(沖縄県外来種防除活動支援事業の表示)

第 15 条 補助事業者は、補助事業による製作物等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 21 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条第2項関係）

1 区分	2 対象経費	3 対象経費内容	4 補助基準額	5 補助率
第2条第1項 (1)～(5)の事業	人件費	対象事業に従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費	上限100万円	8/10以内
	事業費	旅費		
		報償費		
		需用費		
		役務費		
		補助員人件費		
		使用料及び賃借料		